

## 平成30年度放課後児童健全育成事業（学童保育）利用申請の手引き

本事業は、保護者等が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後の安全かつ健全な育成を図ることを目的として実施します。送迎は、保護者の責任の下で行ってください。

○受付期間 平成29年12月1日（金）～平成29年12月26日（火）

書類の提出が受付期間を超えた場合は、優先順位の最下位になりますのでご注意ください。  
一切の事情を考慮しませんので、受付期間に間に合うようにご準備をお願いします。

○対象児童 吉富町に住所を有する小学1～6年生までの児童かつ  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで利用する方

○利用基準 次のいずれかに該当し、放課後の時間帯に、家庭においても誰もその児童の監護に当たることができないと認められるもの。

保護者等の就労	要件がある期間
保護者等の出産・疾病・障がい	出産・・・出産日（予定日）の前後三か月 疾病・障がい・・・要件がある期間
親族の看護・介護	要件がある期間
保護者等の就学	要件がある期間
火災等で家屋が損傷している・他災害復旧	要件がある期間

### ○放課後児童クラブについて

(1) 実施場所 吉富町子育て支援センター 吉富町広津641番地1,640番地3

(2) 名称と定員 ※支援員の確保等の状況で、定員が減る場合があります。

名称	定員
第1吉富児童クラブ	40人
第2吉富児童クラブ	40人
第3吉富児童クラブ	40人

(3) 実施日 月曜日から土曜日まで（祝日と12月29日から1月3日まではお休みです。）  
※保護者のいずれもが勤務等の日に利用できます。

(4) 実施時間 学校がある日・・・放課後から午後6時まで  
学校が休みの日・・・午前8時から午後6時まで

- (5) その他
- ・クラブでは昼食の提供ができませんので、弁当を持参してください。
  - ・現在利用している方も、申請が必要です。(自動継続ではありません。)
  - ・申込者が定員を超えた場合は、低学年であることや、勤務時間等によって優先順位を決めての選考となります。

#### ○利用料金について

- (1) 月額保育料 5,500円 (おやつ代を含む)  
(2) 支払方法 □座振替

※保育所保育料の口座振替登録をされている場合でも新たな口座振替申込みが必要です。決定後に案内をします。

#### ○放課後児童クラブ利用に必要な書類

下記の1については、世帯ごとに1部、2～6の書類については保護者及び児童と同居する60歳未満の祖父母につき該当するいずれかの書類を1部ずつご提出ください。

なお、保育所利用関係書類として平成29年12月以降に2～6の書類を健康福祉課へ提出する予定がある方は、省略することができます。

1. 放課後児童健全育成事業利用申請書権児童台帳
  2. 働いている場合 ⇒ 就労証明書
  3. 看護・介護等の場合 ⇒ 申立書 (民生委員の証明)
  4. 病気入院中等の場合 ⇒ 診断書
  5. 就学等の場合 ⇒ 在学証明書等 (時間割等就学日時がわかるもの)
  6. 出産の場合 ⇒ 母子手帳等の写し (出産日 (予定日) のわかるもの)
- ※ 必要に応じ、他の書類の提出を求める場合があります。  
※ 書類に不備があった場合、申請の受付ができませんのでご注意ください。

#### ○利用決定

学 年	選考結果通知の送付時期 (予定)
新 1 年 生	平成30年1月末頃
新2～6年生	平成30年2月末頃

#### ○お願い

本事業の趣旨は冒頭でお伝えした通りであり、遊びの場の提供ではありません。  
頼れる身内等がない児童の安心・安全を確保できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

#### ○お問い合わせ・申込み場所

吉富町大字広津226番地1  
吉富町役場 健康福祉課 TEL 24-1123